令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）（１）

特定事業主名：大治町

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差額

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	95.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.7%
全職員	64.3%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	100.9%
本庁課長補佐相当職	101.5%
本庁係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	88.0%
３１～３５年	85.9%
２６～３０年	93.9%
２１～２５年	101.6%
１６～２０年	118.4%
１１～１５年	95.4%
６～１０年	87.1%
１～５年	98.6%

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 94.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 78%である。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	8.7%

【説明欄】

※本表は、令和８年４月１日現在の職員数を基に、算出している。

令和７年度の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は 8.3%であり、増加した。
女別管理職登用比率は、女性は 4.1%（令和 7 年度は、4.1%）、男性は、19.8%（令和 7 年度は 20.8%）であり、男性は減少した。
今後も、女性職員の積極的な管理職登用を推進し、管理的地位に占める女性割合の拡大を図っていく。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	ー
本庁課長相当職	11.8%
本庁課長補佐相当職	41.2%
本庁係長相当職	52.4%

【説明欄】

※本表は、令和８年４月１日現在の職員数を基に、算出している。

令和７年度における各段階の割合は以下のとおりである。
本庁部局長・次長相当職　　－
本庁課長相当職　　11.1%
本庁課長補佐相当職　　43.8%
本庁係長相当職　　63.2%

課長相当職は 0.7%増加した一方で、課長補佐相当職は 2.6%、係長相当職は 10.8%減少した。課長補佐級職は、男性が＋１人、女性は、±0 人、係長相当職は、男性は＋2 人、女性は△1 人となったため、女性職員の割合が減少した。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

（１） 常勤職員

区分	令和７年度
男性	150.0%
女性	100.0%

（２）会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	―

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0%	0%	―	―
１週間以上２週間未満	0%	0%	―	―
２週間以上１月以下	0%	0%	―	―
１月超３月以下	0%	0%	―	―
３月超６月以下	16.7%	0%	―	―
６月超９月以下	50.0%	0%	―	―
９月超１２月以下	33.3%	33.3%	―	―
１２月超２４月以下	0%	0%	―	―
２４月越	0%	66.7%	―	―

【説明欄】

非常勤職員の育児休業取得対象者なし

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	15.7 時間／月
内部部局等以外	4.5 時間／月

【説明欄】

内部部局等と内部部局等以外で勤務時間に大きな差が生じている。今後も、適正な人員配置や業務の見直し等を進め、全庁的に時間外勤務の削減に努めていく。